

大川市議会第2回定例会会議録

平成24年6月22日大川市議会議場に出席した議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	内藤栄治	10番	箴島かおる
2番	吉川一寿	11番	岡秀昭
3番	古賀龍彦	12番	石橋正毫
4番	池末秀夫	13番	井口嘉生
5番	水落常志	14番	永島守
6番	石橋忠敏	15番	福永寛
7番	今村幸稔	16番	古賀光子
8番	中村博満	17番	川野栄美子
9番	平木一朗		

欠席議員

なし

2.地方自治法第121条の規定により出席した市吏員

市	長	植木光治										
教	育	長 石橋良知										
会	計	管	理	者	長	宇木博子						
(兼)	会	計	課									
消	防	長										
(兼)	警	防	課	長	田中晴彦							
経	営	政	策	課	長	中島久幸						
総	務	課	長									
(併)	選	挙	管	理	委	員	会	事	務	局	長	今泉貞則

企 画 調 整 課 長	本 村 和 也
上 下 水 道 課 長	武 下 知 寛
学 校 教 育 課 長	持 木 芳 己
監 査 事 務 局 長	石 橋 新 一 郎

3. 本議会の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	古 賀 文 隆
議 会 事 務 局 書 記	永 尾 龍 之 介
議 会 事 務 局 書 記	和 田 孝 紀
議 会 事 務 局 書 記	古 賀 章 子

4. 付議事件

1. 委 員 長 報 告
1. 質 疑 、 討 論 、 採 決
1. 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名
1. 閉 会 の 宣 告

午前 9 時 29 分 開議

議長（中村博満君）

皆さんおはようございます。各位の御参集、感謝申し上げます。

出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

それでは、総務委員会に付託しておりました議案第21号 大川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について外 2 件を一括議題といたします。

これから、総務委員会における審査の経過並びに結果について総務委員長の報告を求めます。総務委員長、石橋正毫君。

総務委員長（石橋正毫君）（登壇）

皆さんおはようございます。私は、総務委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第21号 大川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について外 2 件につきまして

て、本委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、議案第21号 大川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを御報告申し上げます。

本案は、危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令が、平成24年7月1日に施行されることに伴い、大川市火災予防条例についても所要の改正を行おうとするものであります。

説明によりますと、改正内容は、クリーニング工場などで業務用漂白剤として使用される炭酸ナトリウム過酸化水素付加物が危険物の品名に追加されることにより、新たに指定数量（この場合300キログラム）の5分の1以上で指定数量未満の危険物（少量危険物）を貯蔵し、取り扱うこととなるものについては一定の貯蔵及び取り扱いに係る技術上の基準並びに位置、構造の基準について経過措置が設けられたものであります。

委員会では、この炭酸ナトリウム過酸化水素付加物が大川市内で使用されている状況についてただしたところ、クリーニング店1カ所で漂白剤として使用されており、貯蔵量は約20キログラムで指定数量5分の1以下ですので、該当するものではなく、クリーニング以外に使用されることもない旨の答弁がなされました。

また、危険物の品名に追加されることになった理由及びテロなど、犯罪に関係があるのかとただしたところ、犯罪とは関係がなく、これまで危険物に指定されていなかったものが、化学工場の火災原因となり大きな被害を出す結果となったことなどにより、指定の対象となった旨の答弁がなされました。

さらに、大川市内では桐材に漂白剤が使用されているがこの薬品かとただしたところ、これについて今後調査する旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第22号 平成24年度大川市一般会計補正予算について御報告申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算及び地方債の補正をするものであります。

各款における補正の主な内容について御報告申し上げます。

まず、3款・民生費には、児童手当支給システム改修委託料2,982千円、児童虐待防止対策に要する経費418千円が計上されております。

6款・農林水産業費には、国の農業政策の一環であり、地域農業のあり方や今後の地域の中心となる経営体等を定めた、人・農地プランの作成に伴うシステム導入業務委託料1,785

千円、活力ある高収益型園芸産地育成事業費補助金18,014千円、水田農業担い手機械導入支援事業費補助金9,249千円が計上されております。

7款．商工費には、東日本大震災に伴う産業界を中心とする取り組みに対する大川復興支援協議会への負担金2,000千円、地域経済の活性化を図るためのプレミアム商品券発行事業補助金10,000千円が計上されております。

9款．消防費には、特殊水槽付消防ポンプ自動車購入費43,000千円が計上されております。

10款．教育費には、町内公民館建替工事に伴う施設整備事業費補助金16,500千円、市民体育館体育室床等の改修に要する経費105,000千円が計上されております。

以上により、今回の補正総額は208,948千円となっており、これが財源といたしましては国庫支出金、県支出金、繰越金、諸収入及び市債をもって充当するとされております。

また、地方債の補正については、消防施設整備事業に係る限度額の変更が提案されました。

委員会では、まず、10款6項2目．公民館費、自治宝くじコミュニティ助成金による町内公民館建替について説明を求めたところ、今年度は、福岡県内からは10件の申請があっており、福岡県から自治総合センターへ申請されるのが3件となっている。公民館は牟田口公民館で昨年に続き2回目の申請で採択となっており、自治宝くじコミュニティ助成金による町内公民館建替は、市で初めてである旨の答弁がなされました。

また、10款7項2目．体育施設管理運営費、スポーツ振興くじ助成金による市民体育館体育室床等の改修について説明を求めたところ、体育室床の全面改修、大体育室にバスケットゴールを2面分設置、体育室の照明のLED化の3点である旨の答弁がなされました。

次に、7款1項2目．商工業振興費、プレミアム商品券発行事業に関し、市外と市内の購入についてただしたところ、昨年からは市外にもチラシを入れてPRしており、市内の購入者がまだ多いが市外の購入者もふえてきている旨の答弁がなされました。

さらに、市外の購入者が市内の人にリベートを取って商品券を流しているのではないかとただしたところ、そういう取引の話は運営委員会でも話題になり検討している旨の答弁がなされました。

次に、6款1項2目．農業総務費、人・農地プラン作成支援システム導入業務委託料について説明を求めたところ、平成24年度の国の政策により、集落での徹底した話し合いをもとに、市全域で人と農地の問題を将来にわたって解決するために、人・農地プランを市が実施主体となって作成することになったこと。人・農地プランを作成した場合、国から青年就農

給付金、経営転換協力金、分散錯圃解消協力金、規模拡大加算金、スーパーL資金の金利負担軽減措置などの給付金が受けられること。今回の補正は、人・農地プランを作成するために、農家台帳と土地情報管理システムの地図データを連携するシステムを導入し、事務の効率化を図るものである旨の答弁がなされました。

さらに、人・農地プランの関係で農家へのアンケートが実施されているが、プランはいつごろできるのかただしたところ、計画としては10月ごろを予定しており、現在、青年就農給付金の申請が4件あっている旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第26号「非核三原則」の法制化を求める意見書の提出についてを御報告申し上げます。

本案は、池末秀夫議員、平木一朗議員、川野栄美子議員、水落常志議員の4議員による提出議案であります。

本件につきましては、議員提出の議案であり、説明を省略し直ちに審査に入ったところ、委員より再度提案理由の説明を求める意見があり、提案者代表の池末秀夫議員の委員会への出席を求めました。池末議員の説明によりますと、大川市・大木町被爆者の会からの依頼であり、広島市被爆地の視察などにより将来にわたって子供たちを核の脅威から守るため、「非核三原則」の法制化を求める意見書を衆参両院議長及び内閣総理大臣へ大川市議会として提出したいとのことでありました。

非核三原則とは、核兵器について、「持たず、つくり、持ち込ませず」という3つの原則を指し、日本政府の国是（国全体が正しいと認める一国の政治上の方針）として1967年以降の歴代内閣によって堅持され、国際社会の中でもよく知られているものであります。

委員会では、委員長から事務局に要請した資料（非核三原則についてのこれまでの国会決議、我が国が非核三原則を表明した最近の例、及び辞書等における非核三原則の解釈）などを参考に審査いたしました。

委員からは、イランや北朝鮮を初め、核を中心に軍事情勢は不安定の中にある。核兵器の恐ろしさは理解をしているが、法制化までするのは米国の核の傘のもとにある抑止力をも放棄するものであり、今の時期の提案はいかなるものであるかなどの意見が開陳されたところでありました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は否決すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わります。

議長（中村博満君）

総務委員長の報告は終わりました。

これから、総務委員長の報告に対し質疑を行います。質疑を希望される方は、この際御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の報告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際御通告願います。永島議員。14番。

14番（永島 守君）

議案第26号、よろしいですか。非核三原則についての反対の立場で討論を願いたいと思います。

議長（中村博満君）

反対ですね。（「はい、反対です」と呼ぶ者あり）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

では、発言を許します。14番。

14番（永島 守君）（登壇）

14番永島守でございます。議案第26号 非核三原則について、反対の立場でこうして皆さん方に、委員長報告に補足の意味でも討論をいたすわけでございます。

委員長報告の中にもございましたとおり、我が国は既に非核三原則の中でしっかりと上げられておりますように、「持たず、つくらず、持ち込ませず」というような、この3つの原則に従いまして、歴代の内閣によって、これはしっかりと守られてきているわけでありまして、皆さん方が一番御存じのとおり、我が国は敗戦国でもあるわけでありまして。

太平洋戦争の後に、いわゆるアメリカによる指導のもとに我が国の憲法というのはできたわけでございまして、皆さん方が既に御存じのとおり、憲法第9条によって、我が国は戦争の放棄がなされているわけでありまして。今、我が国を取り巻くロシアの問題、さらには北朝鮮、韓国、そして中国という隣接する国において、国際紛争こそございせんけれども、我

が国の領海を侵犯する領土の問題等についても、いろんな問題があるわけでございます。そのような問題について、私は核を保有するというような意味での反対の討論でないことは、ぜひ皆さん方にも御理解を願いたいと思うわけであります。

我が国で二度と戦争のないように、多くの太平洋戦争で亡くなっていかれた、他国の地で亡くなられた多くの英霊に対しましても、我が国の今後の国家としての存続をしっかりと守っていくのは、残された我々の責務であります。そしてまた、政治行政にかかわるこの議場におられる同志の皆さん方も、しっかりとそのことを胸に秘めていただき、我が国の国家の存続を果たしてどうすればいいのか、我が国が二度と戦争することはないわけであります。それに基づいた非核三原則、核の恐ろしさというのは我が国は被爆国として、唯一の被爆国として他国にまさるそのような認識は強いものと確信をいたしております。

そのような中において、皆さん思い起こしてください。民主党政権の政権交代による鳩山由起夫氏の温室効果ガスの大幅な削減によりまして、果たして皆さん、どこの国が、どれだけ評価をしたものでしょうか。いろんな形でそれは放棄するのは結構でございますけれども、非核三原則という歴代の内閣の中において、しっかりと守られてきたその非核三原則をさらに法制化する。私は時期尚早ではないかというふうに思うわけであります。

いろんな形で多くは申し上げませんが、すべて捨ててしまい、そして、今の現在のままでも、これは我が国の大きな抑止力ということになっているはずだと、私はこういうふうに思っております。なぜ今の時期に、地方の議会の運営すらままならぬ今の時代に、皆さん方がどのようなお考えを持って、これの法制化を望む意見書を提出するということに至ったのか、私は天下国家を語る政治家の一人として、私はこのことに対しまして、しっかりと反対をしてまいりたいと思うわけであります。

まだまだ多くを語りたいわけでございますけれども、この辺にて終了させていただきます。ぜひ大川市議会の同志の皆さん、このような思いを持って、ぜひ反対の意志をしっかりと表明していただきますように重ねてお願いを申し上げ、私の反対の討論を終結させていただきます。ありがとうございました。

議長（中村博満君）

これをもって討論を終結し、これから採決いたします。

まず、議案第21号 大川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号 平成24年度大川市一般会計補正予算を採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号 「非核三原則」の法制化を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案に対する総務委員長報告は否決であります。したがって、原案について採決いたしません。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数と認めます。よって、本案は否決されました。

次に、文教厚生委員会に付託しておりました、議案第20号 住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について外1件を一括議題といたします。

これから、文教厚生委員会における審査の経過並びに結果について、文教厚生委員長の報告を求めます。文教厚生委員長、平木一朗君。9番。

文教厚生委員長（平木一朗君）（登壇）

皆様おはようございます。私は、文教厚生委員長として、本委員会に付託されました議案第20号 住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について外1件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、議案第20号 住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、御報告申し上げます。

本案は、外国人登録法が廃止され、住民基本台帳法の一部を改正する法律等が平成24年7

月9日に施行されることに伴い、大川市印鑑条例、大川市手数料条例及び大川市敬老祝金条例についても所要の改正を行おうとするものであり、これまで外国人は外国人登録法により管理されていたが、今後は住民基本台帳に日本人と同様に記載されるものであります。

委員会では、留学、ワーキングビザ等でも転入等届け出が必要となるのかとただしたところ、基本的に3カ月以上の滞在の場合に登録対象となる。今までは、中・長期在留者はパスポート、在留カードを持っていたが、改正により在留カードの確認のみでよい。それに伴い、生活の根拠を定めるということで住民登録の必要性がある旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第23号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、御報告申し上げます。

本案は、住民基本台帳法の一部改正に伴い、福岡県後期高齢者医療広域連合に対し、構成市町村（60市町村）が負担する共通経費の人口割に係る規定を改めるため、福岡県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものであります。

当該人口割については、これまで住民基本台帳に記載された住民の数と外国人登録法に規定する外国人登録原票に登録された者とを合算して計算していたものを、議案第20号と同様、外国人登録法の廃止により外国人も住民基本台帳に記載されることになるため、外国人登録に係る規定を削除するものであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わります。

議長（中村博満君）

文教厚生委員長の報告は終わりました。

これから、文教厚生委員長の報告に対し質疑を行います。質疑を希望される方は、この際御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

まず、議案第20号 住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、建設委員会に付託してありました議案第24号 市道路線の廃止についてほか1件を一括議題といたします。

これから、建設委員会における審査の経過並びに結果について、建設委員長の報告を求めます。建設委員長、川野栄美子君。17番。

建設委員長（川野栄美子君）（登壇）

皆さんおはようございます。私は、建設委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第24号 市道路線の廃止について外1件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、議案第24号 市道路線の廃止について御報告申し上げます。

今回の市道路線の廃止は、小保地区1路線、幡保地区1路線、新田地区2路線の計3地区4路線です。

説明によりますと、廃止路線の小保住宅2号線は、小保団地集会所南側に位置し、この市道区域が教育委員会で計画されている学校給食センターの敷地に組み込まれるため、廃止をお願いするものであります。

次に、宮ノ前1号線は、国道208号線と市道郷原一木線が交差する幡保交差点角の関家具ビルの北側に位置しており、当該市道は現況道路としての形はなく、敷地の一部として使用

されております。また、今回、当該地権者から払い下げの申請があり、市としても一般市民の利用もなく市道としての必要性がないことから、市道の廃止をお願いするものであります。

次に、前開新開線、前開7号線は、先月完成した新田入江樋管北側に位置しており、前開7号線は住宅への進入道路ではあるが、樋管の改修工事に伴い終点が変わったため一度廃止し、改めて変更路線の認定をお願いするものであります。

また、前開新開線は、新田漁港の物揚げ場に通じる堤防道路であるが、同様に終点が変わるため一度廃止し、改めて区間を延長し認定をお願いするものであります。

次に、議案第25号 市道路線の認定については、新田地区の2路線であります。

説明によりますと、前開相割線及び前開7号線は、新田入江樋管北側に位置しており、終点がそれぞれ変更となるため、一度廃止し、改めて路線の認定を行うものであります。

委員会といたしましては、路線の実情を把握しておく必要があるため、現地調査を行い審査を進めたところでありますが、特段の異論もなく、採決の結果、両議案とも原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

議長（中村博満君）

建設委員長の報告は終わりました。

これから、建設委員長の報告に対し質疑を行います。質疑を希望される方は、この際御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

まず、議案第24号 市道路線の廃止についてを採決いたします。

本案を建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号 市道路線の認定についてを採決いたします。

本案を建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、会議録署名議員を指名いたします。

14番永島守君、15番福永寛君、以上2人を指名いたします。

以上で本定例会の議事はすべて終了いたしました。

なお、ここで市長から発言の申し出がっておりますので、この際お願いいたします。市長。

市長（植木光治君）

ただいま議長からお許しをいただきましたので、一言ごあいさつ申し上げます。

今議会に提案をいたしました議案は16件でしたが、議員各位には慎重御審議の上、全議案を御議決いただき、厚くお礼を申し上げます。

審議の過程において、議員の皆様から賜りました貴重な御意見、御助言等につきましては、十分に尊重しながら今後の市政運営に反映させてまいりたいと考えております。

引き続き、議員の皆様のご御理解と御協力をお願い申し上げます。簡単でございますけれども、閉会に当たってのごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

議長（中村博満君）

これにて平成24年第2回大川市議会定例会を閉会いたします。

午前10時3分 閉会

以上、会議の次第は、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

大川市議会議長 中村 博満

大川市議会議員 永島 守

大川市議会議員 福永 寛